

学校における情報通信端末^{※1}の取扱いについて

1 これまでの国と都の取組について

文部科学省

「学校における携帯電話の取扱い等について」通知

(平成21年1月30日発出)

- 高等学校……使用制限
- 小・中学校…原則持込み禁止

「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」設置

(第1回会合：令和元年5月31日)

- 今後、学校における情報通信端末の取扱いについて、改めて方針を示す予定

都教育委員会

「子供の携帯電話の利用に係る取組について」通知

(平成21年1月8日発出)

- 都立高等学校
- 都内公立小・中学校 } 持込み禁止
- 都立特別支援学校……生徒等の実態に応じて学校が判断

「SNS東京ルール」

(平成27年11月26日策定)

- 児童・生徒による主体的な情報モラル教育の推進

「BYOD^{※2} 研究指定校」

(平成30・令和元年度)

- 都立高校における教育活動での個人情報端末活用の試行・研究

「SNS東京ルール」改訂

(平成31年4月25日)

- スマホ・SNS等の利用時間等を自律的に管理することなどを定め、適切な利用を促進

2 児童・生徒及び学校の状況について

都立高等学校・中等教育学校後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒のスマートフォン利用率 97.3% (都教育委員会調査*) ● BYOD研究指定校10校
都立特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒のスマートフォン利用率 68.1% (都教育委員会調査*) ● メール機能や、GPS機能等の活用 (モデル校指定)
区市町村立小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生の利用率 63.9%、中学生の利用率 77.0% (都教育委員会調査*) ● 多くの学校が校内持込み禁止

* 児童・生徒のスマートフォン利用率は、都教育委員会「平成30年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」結果から

学校の授業において、スマートフォン等の活用が有効

登下校時の安全確保や、災害時の安否確認の際に、スマートフォン等の活用が有効

学校へのスマートフォン等の持込みを一律に禁止するのではなく、必要に応じて、学習指導や安全確保のために適切に活用できるようにする

3 今後の対応について

- 都教育委員会として平成21年の通知を廃止し、改めて基本とすべき方針を示す

都立学校 ^{※3}	社会状況やBYODの取組等を踏まえ、校内への持込みや使用許可を校長が判断 基本方針を校長が定めた上で、生徒主体等により「SNS学校ルール」を見直し
区市町村立学校	各区市町村教育委員会が判断

※1 情報通信端末：スマートフォン、タブレット、パソコン及び携帯電話等を指す

※2 BYOD：Bring Your Own Deviceの略

※3 都立学校：都立高等学校、都立中等教育学校、都立中学校、都立特別支援学校を指す